

土木工事に係る設計・調査等業務委託における
管理技術者及び照査技術者等の配置要件

別紙 1

業務の種類	管理技術者	照査技術者
☐ 設計業務	配置すること	業務中に照査が含まれる場合、 照査技術者を配置する
☐ 測量業務	配置すること	業務中に照査が含まれる場合、 照査技術者を配置する または ※1の際には、精度管理を照査 と読み替えるとともに、照査技 術者を配置する
☐ 地質・土質調査業務	配置すること	業務中に照査が含まれる場合、 照査技術者を配置する
☐ 用地調査等業務	配置すること	配置しない
☐ 積算業務	配置すること	配置しない
☐ 工事監督支援業務	配置すること	配置しない

※1 岩国市調査・設計等業務委託低入札価格調査実施要領による低入札価格調査の対象で
あるとともに、調査基準価格を下回った者と契約を行う場合

土木工事に係る設計・調査等業務委託における
管理技術者及び照査技術者等の資格要件

○ 設計業務

技術者の 配置	管理技術者	照査技術者
	配置する	配置する ・ 配置しない
資格要件	技術士法(昭和 58 年法律第 25 号)第2条に規定する技術士[総合技術監理部門(業務に該当する選択科目)又は業務に該当する部門]、国土交通省登録技術者資格[資格が対象とする区分(施設分野等一業務)は特記仕様書による]、一般社団法人建設コンサルタンツ協会が付与するシビルコンサルティングマネージャー(以下「RCCM」という。)^{注1}[業務に該当する専門技術部門]、建設コンサルタント登録規程に基づく技術管理者[業務に該当する登録部門]、土木学会認定技術者資格制度に基づく土木学会認定技術者[業務に該当する資格分野]^{注1}の資格保有者又は「これと同等の能力と経験を有する者」^{注2} ただし、業務委託金額が 100万円未満の場合は、資格を問わない。 (発注者が指定した重要構造物設計業務等は除く) 注1) 特記仕様書で国土交通省登録技術者資格として指定する分野を除く 注2) 「これと同等の能力と経験を有する技術者」とは、過去10年に完成した委託料の額が100万円以上の同種又は類似業務において、管理技術者として従事した実務経験(1件以上)を有する者	管理技術者資格と同等で、 <u>兼任はできない</u>

※ 本業務で求める資格

- ・技術士の部門： _____ 部門
(技術士の総合技術監理部門については、上記部門に該当する選択科目とする。)
 - ・RCCMの専門技術部門： _____ 部門
 - ・国土交通省登録技術資格： 別紙3による
 - ・技術管理者の登録部門： _____ 部門
 - ・土木学会認定技術者①： _____ 分野
 - ・土木学会認定技術者②： _____ 分野
- ①: 特別上級技術者、上級技術者(コースA)、1級技術者(コースA)

②: 上級技術者(コースB)、1級技術者(コースB)

土木工事に係る設計・調査等業務委託における
管理技術者及び照査技術者等の資格要件

○ 設計業務（点検：○○）

技術者の 配置	管理技術者	照査技術者	担当技術者
	配置する		配置する
資 格 要 件	技術士法(昭和 58 年法律第 25 号)第2条に規定する技術士[総合技術監理部門(業務に該当する選択科目)又は業務に該当する部門]、国土交通省登録技術者資格[資格が対象とする区分(施設分野等－業務)は特記仕様書による]、一般社団法人建設コンサルタンツ協会が付与するシビルコンサルティングマネージャー(以下「RCCM」という。)注1[業務に該当する専門技術部門]、建設コンサルタント登録規程に基づく技術管理者[業務に該当する登録部門]、土木学会認定技術者資格制度に基づく土木学会認定技術者[業務に該当する資格分野]注1の資格保有者又は「これと同等の能力と経験を有する者」注2 ただし、業務委託金額が 100万円未満の場合は、資格を問わない。 (発注者が指定した重要構造物設計業務等は除く) 注1) 特記仕様書で国土交通省登録技術者資格として指定する分野を除く 注2) 「これと同等の能力と経験を有する技術者」とは、過去10年に完成した委託料の額が100万円以上の同種又は類似業務において、管理技術者として従事した実務経験(1件以上)を有する者		・管理技術者と同等の資格を有する者 ・公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録簿において、施設分野が「○○」の△△業務に関する資格

※ 本業務で求める管理技術者の資格

- ・技術士の部門： _____ 部門
(技術士の総合技術監理部門については、上記部門に該当する選択科目とする。)
 - ・RCCMの専門技術部門： _____ 部門
 - ・国土交通省登録技術資格： 別紙 3 による
 - ・技術管理者の登録部門： _____ 部門
 - ・土木学会認定技術者①： _____ 分野
 - ・土木学会認定技術者②： _____ 分野
- ①: 特別上級技術者、上級技術者(コース A)、1級技術者(コース A)

②: 上級技術者(コース B)、1級技術者(コース B)

土木工事に係る設計・調査等業務委託における
管理技術者及び照査技術者等の資格要件

○ 測量業務

技術者の 配置	管理技術者	照査技術者
	配置する	配置する ・ 配置しない
資格要件	測量法(昭和 24 年法律第 188 号)第 48 条に規定する測量士	管理技術者資格と同等で、 <u>兼任はできない</u>

土木工事に係る設計・調査等業務委託における
管理技術者及び照査技術者等の資格要件

○ 地質・土質調査業務

技術者の 配置	管理技術者	照査技術者
	配置する	配置する ・ 配置しない
資格要件	技術士法(昭和 58 年法律第 25 号)第 2 条に規定する技術士[総合技術監理部門(選択科目:建設－土質及び基礎、又は応用理学－地質)又は建設部門(選択科目:土質及び基礎)若しくは応用理学部門(選択科目:地質)]、国土交通省登録技術者資格[資格が対象とする区分(施設分野等－業務)は特記仕様書による]、RCCM(地質部門又は土質及び基礎部門)、地質調査業者登録規程に基づく技術管理者の資格保有者又は「これと同等の能力と経験を有する者」^{注1}。 注1) 「これと同等の能力と経験を有する技術者」とは 過去10年に完成した委託料の額が100万円以上の同種又は類似業務において、管理技術者として従事した実務経験(1件以上)を有する者	管理技術者資格と同等で、 <u>兼任はできない</u>

土木工事に係る設計・調査等業務委託における
管理技術者及び照査技術者等の配置要件

別紙2-5

○ 用地調査等業務

技術者の 配置	管理技術者	照査技術者
	配置する	
資格要件	補償コンサルタント登録規程(昭和 59 年 9 月 21 日建設省告示第 1341 号)第 3 条第 1 号に規定する補償業務の管理をつかさどる専任者又はこれらの者と「同様の知識及び能力を有する者」 ^{注1} 。 注 1) 「同様の知識及び能力を有する者」とは、 ①用地調査等の主たる補償業務に関し7年以上の実務経験を有する者 ②主たる補償業務に関する補償業務管理士(一般社団法人日本補償コンサルタント協会の補償業務管理士台帳に登録されている者) ③一般社団法人山口県補償研究協会の正会員(会員台帳(部門別業務)に登録されている者をいう。)で補償業務の管理をつかさどる者 ④補償業務全般に関し 20 年以上の実務経験を有する者	

【主たる補償業務】

登録部門	補償業務の内容
土地調査部門	土地の権利者の氏名及び住所、土地の所在、地番、地目及び面積並びに権利の種類及び内容に関する調査並びに土地境界確認等の業務
土地評価部門	(1)土地の評価のための同一状況地域の区分及び土地に関する補償金算定業務又は空間若しくは地下使用に関する補償金算定業務 (2)残地等に関する損失の補償に関する調査及び補償金算定業務
物件部門	(1)木造建物、一般工作物、立木又は通常生ずる損失に関する調査及び補償金算定業務 (2)木造若しくは非木造建築物で複雑な構造を有する特殊建築物又はこれらに類する物件に関する調査及び補償金算定業務
機械工作物部門	機械工作物に関する調査及び補償金算定業務
営業補償 ・特殊補償部門	(1)営業補償に関する調査及び補償金算定業務 (2)漁業権等の消滅又は制限に関する調査及び補償金算定業務
事業損失部門	事業損失(注)に関する調査及び費用負担の算定業務 (注)事業損失とは、事業施行中又は事業施行後における日陰等により生ずる損害等をいう。
補償関連部門	(1)意向調査(注1)、生活再建調査(注2)その他これらに関する調査業務 (2)補償説明及び地方公共団体等との補償に関する連絡調整業務 (3)事業認定申請図書等の作成(注3)業務 (注1)意向調査とは、事業に対する地域住民の意向に関する調査をいう。 (注2)生活再建調査とは、公共事業の施行に伴い講じられる生活再建のための措置に関する調査をいう。 (注3)事業認定申請図書等の作成とは、起業者が事業認定庁に対する事前相談を行うための相談用資料(事業認定申請図書(案))の作成、事業認定庁との事前相談の完了に伴う本申請図書等の作成及び裁決申請図書作成等をいう。
総合補償部門	(1)公共用地取得計画図書の作成業務。 (2)公共用地取得に関する工程管理業務。 (3)補償に関する相談業務。 (4)関係住民等に対する補償方針に関する説明業務。 (5)公共用地交渉業務(注) (注)公共用地交渉業務とは、関係権利者の特定、補償額算定書の照合及び交渉方針の策定等を行った上で、権利者と面接し、補償内容の説明等行い、公共事業に必要な土地の取得等に対する協力を求める業務をいう。

土木工事に係る設計・調査等業務委託における
管理技術者及び照査技術者等の配置要件

別紙 2-6

○ 積算業務

技術者の 配置	担当技術者	管理技術者	照査技術者
	配置する	配置する	
資格要件	・技術士(総合技術監理部門－建設) ・技術士(建設部門) ・土木学会上級土木技術者 ・土木学会一級土木技術者 ・1級土木施工管理技士 ・2級土木施工管理技士 ・RCCM(技術士部門と同様の部門)又は同等の資格を有する者 ・(一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(Ⅰ)、公共工事品質確保技術者(Ⅱ)又は発注者が同等と認める者 ・公共工事の発注者として技術的実務経験を10年以上有する者 ・同種及び類似業務における1件以上の経験を有する者	・技術士(総合技術監理部門－建設) ・技術士(建設部門) ・土木学会上級土木技術者 ・土木学会一級土木技術者 ・1級土木施工管理技士 ・RCCM(技術士部門と同様の部門)又は同等の資格を有する者 ・(一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(Ⅰ)、公共工事品質確保技術者(Ⅱ)又は発注者が同等と認める者	

土木工事に係る設計・調査等業務委託における
管理技術者及び照査技術者等の配置要件

別紙 2-7

○ 工事監督支援業務

技術者の 配置	担当技術者	管理技術者	照査技術者
	配置する	配置する	
資格要件	・技術士(総合技術監理部門－建設) ・技術士(建設部門) ・土木学会上級土木技術者 ・土木学会一級土木技術者 ・1級土木施工管理技士 ・2級土木施工管理技士 ・RCCM(技術士部門と同様の部門)又は同等の資格を有する者 ・(一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(Ⅰ)、公共工事品質確保技術者(Ⅱ)又は発注者が同等と認める者 ・公共工事の発注者として技術的実務経験を10年以上有する者 ・同種及び類似業務における1件以上の経験を有する者	・技術士(総合技術監理部門－建設) ・技術士(建設部門) ・土木学会上級土木技術者 ・土木学会一級土木技術者 ・1級土木施工管理技士 ・RCCM(技術士部門と同様の部門)又は同等の資格を有する者 ・(一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(Ⅰ)、公共工事品質確保技術者(Ⅱ)又は発注者が同等と認める者	